

広島県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年六月十三日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗根神辺線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神辺町徳田六九八番一地先から 福山市神辺町新徳田三八番一地先まで					
	七・六〇〇 五・〇〇	四・八〇〇 ・二〇			
	五四・五〇	五四・五〇			
	拡幅				